

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">J Aカード（一体型）規定</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (J Aカード（一体型）の取り扱い) (1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）においてJ Aカード（一体型）を利用する場合は、J Aカード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に<u>したがって</u>、I Cキャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。 (2) ～ (3) (省略)</p> <p>4. ～14 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2025年4月1日現在)</u></p>	<p style="text-align: center;">J Aカード（一体型）規定</p> <p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. (J Aカード（一体型）の取り扱い) (1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）においてJ Aカード（一体型）を利用する場合は、J Aカード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に<u>従って</u>、I Cキャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。 (2) ～ (3) (省略)</p> <p>4. ～14 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(2020年4月1日現在)</u></p>